

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託業者募集要項

1 趣旨

この要項は、岐阜県立多治見病院の医事業務委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託

3 業務を行う場所

岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地 岐阜県立多治見病院

4 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間の継続契約）

業務受託者として選定された日から令和7年3月31日までは業務準備期間とし、業務実施のための調査、業務引継ぎ、医療情報システムの教育研修等、業務遂行にあたって必要な準備を行うものとする。この期間に係る経費は業務受託者の負担とする。

5 契約標準額

883,850,386円（税抜額）

上記金額を上限額及び下限額とはしない。

6 委託業務内容

- (1) 外来受付窓口業務
- (2) 外来会計業務
- (3) 入院会計業務
- (4) スキャンセンター業務（外来分）
- (5) 外来診療科受付窓口業務
- (6) 総合案内窓口業務
- (7) 電話予約センター業務
- (8) 診療報酬請求業務
- (9) 時間外救急受付会計等業務
- (10) 書類受付業務
- (11) 医薬品等電算入力業務
- (12) 支払い窓口業務
- (13) 内視鏡受付業務
- (14) その他病院が委託を必要とする業務

詳細は別紙「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託仕様書」のとおりとする。

7 参加資格要件

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県の入札参加者名簿に登載されている者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 令和6年10月1日から過去7年間に、日本国内の500床以上の病床数を有するDPC対象病院において、2年以上継続して医事委託業務の受託実績を有していること。
- (8) 岐阜県立多治見病院で使用する電子カルテ、オーダーリングシステム、医事会計システムを含む医療情報システムを使用して業務を行うことができること。
- (9) 業務上の事故（対人及び対物）により、病院又は第三者に損害を与えた場合の賠償を目的とする損害賠償保険に加入していること。
- (10) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

8 募集要項等の交付

(1) 交付期間

令和6年8月27日（火）から9月30日（月）まで

(土日を除き、午前9時から午後5時の間)

(2) 交付書類

書類	交付方法
① 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託業者募集要項	ホームページからダウンロード可能
②提出様式(第1号～第11号)	
③地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託仕様書	来院または郵送による交付
④施設基準の届出一覧	
⑤医事統計(令和5年度年報等)	
⑥電子カルテ・医事会計端末等貸与状況	

※当院の概要、基本理念、行動指針、中期計画等は、ホームページで確認すること。

(3) 来院による交付方法

岐阜県立多治見病院 中央診療棟1階 医事課において交付する。

(4) 郵送による交付方法

あて先明記の返信用封筒(角型2号)に210円切手を貼ったものを、下記担当者に提出すること。

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地
岐阜県立多治見病院 医事課 医事担当 廣田 宛

9 現地見学会

プロポーザル参加予定者のうち希望する者に対し、次のとおり現地見学会を実施する。

現地見学会は業務を行う場所等の見学を行うもので、質問については「11 質問及び回答」により受け付ける。

(1) 日時

令和6年10月10日(木)、11日(金)のうち当院の指定する日
午前10時または午前11時から1時間程度

(2) 集合場所

岐阜県立多治見病院 中央診療棟3階 講堂前ロビー

(3) 申込方法

令和6年10月4日(金) 午後5時 までに、電子メールまたは書面(持参または郵送(配達証明付書留郵便))により、参加希望の旨と参加予定人数(各者3名以内)を下記担当者に連絡すること。

※郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地
岐阜県立多治見病院 医事課 医事担当 廣田 宛
E-mail 担当C 丹羽: niwa-yuuichi@tajimi-hospital.jp
担当 廣田: kusakabe-yuka@tajimi-hospital.jp

10 プロポーザル参加申し込み

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第1号） 1部

②契約実績証明（様式第2号） 1部

②については、「7 参加資格要件（7）」を満たす契約を行った病院からの証明を一通提出すること。

(2) 申込受付期間

令和6年10月1日（火）から10月16日（水）まで

（土日を除き、午前9時から午後5時までの間）

(3) 提出方法

「8 募集要項等の交付（3）（4）」に記載した担当宛に、持参または郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

11 質問及び回答

質問は、次の方法で書面により受け付ける。口頭での質問、参加申込者以外からの質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式3号） 1部

(2) 提出期限

令和6年10月16日（水） 午後5時まで

(3) 提出方法

「8 募集要項等の交付（3）（4）」に記載した担当宛に、持参または郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和6年10月25日（金）までに参加申込者すべてに送付する。なお、質問の回答は本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

12 参加の辞退

参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、既に提出した書類は返却しない。

1 3 提案書類の提出

(1) 提出書類

区 分	提 案 項 目	様 式
①提案書	(表紙)	様式第4号
②会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商号又は名称 ・ 設立年月日 ・ 営業拠点数 ・ 管轄営業所等従業員数 ・ 沿革 ・ 代表者名 ・ 本社所在地 ・ 本社従業員数 ・ 資本金 ・ 業務内容 	様式第5号
③業務受託実績	500床以上の病床数を有する病院における医事業務受託実績（現在受託中の病院に限る）	様式第6号
④業務従事者配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者 ・ 業務別配置計画 ・ 雇用計画 	様式第7号
⑤業務改善提案1 「患者サービスの向上」	<p>次の点についてどのように改善し、実現させていくかを具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者サービス及び接遇マナー向上に対する取組み ・ 受付や会計での待ち時間減少及び待ち時間のストレス解消に対する取組み ・ 苦情や意見に対する的確な初期対応 	様式第8号
⑥業務改善提案2 「診療報酬請求の精度向上と病院運営への提案」	<p>次の点についてどのように改善し、実現させていくかを具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬請求の精度向上と適正な算定のための取組みと提案 ・ 継続的で安定的な業務遂行が可能な人員の確保体制について ・ 災害発生等緊急時の臨機応変な協力体制の提案 	様式第9号
⑦業務改善提案3 (自由提案)	指定したテーマ以外で、病院の業務改善につながる提案があれば行うこと。	様式第10号
⑧見積書	令和7～9年度の1年ごとの委託料額	様式第11号
⑨決算書等	直近3年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 等）	
⑩損害賠償保険契約書の写し	業務上の事故により病院又は第三者に損害を与えた場合の賠償を目的とするもの	

※提出書類作成の注意点

- ・ A4判で作成、印刷すること。
- ・ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図、写真の挿入は可とする。
- ・ 専門用語や社内用語には注釈をつけること。

- ・⑤⑥⑦の業務提案はそれぞれ複数枚でもさしつかえないが、できるだけ簡潔に記載するよう努力すること。
- ・提案書類は番号順に並べ「様式第〇号」のインデックスをつけて、1冊のファイルに綴じること。

(2) 提出部数

9部

(3) 提出期限

令和6年11月1日（金） 午後5時まで

(4) 提出方法

「8 募集要項等の交付（3）（4）」に記載した担当宛に、持参または郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(5) その他

- ・提案書類提出後の追加、変更はできない。
- ・提案書類の作成、提出に要する経費は参加者の負担とする。
- ・提案書類は返却しない。提出書類は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院文書管理規定等に基づき、病院が管理、破棄する。
- ・提案書類は複製を作成する場合がある。
- ・提案書類は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が保有する公文書の公開等に関する規定に基づき公開する場合がある。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

1.4 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和6年11月13日（水） 午後2時～

(2) 場所

岐阜県立多治見病院

(3) 実施方法

- ・各者3名以内の出席とする。
- ・プレゼンテーションの制限時間は20分とし、説明後に質疑応答を10分程度設ける。

(4) その他

- ・プロポーザルの参加にかかる費用は参加者の負担とする。
- ・プレゼンテーションの説明方法にかかる規定は特にないが、パソコンが必要な場合は参加者が用意することとし、プロジェクター、スクリーン、ケーブル、レーザーポインターは当院で用意する。
- ・詳細については別途通知する。

1.5 審査及び契約候補者の選定

(1) 選定方法

「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院医事業務委託契約候補者選定委員会」（以下「委

員会」という。)の委員が、提案書及びプレゼンテーションの結果を総合的に審査し、契約候補者を選定する。

(2) 結果の通知

- ・審査結果は12月上旬に参加者すべてに通知するとともに、病院ホームページで公開する。

(3) 審査結果通知後の手続き

- ・最優秀参加者は、契約候補者として病院と契約締結の交渉を行う。
- ・最優秀参加者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合若しくは最優秀参加者の失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点以降の者を繰り上げて、契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結にあたって、追加で提出書類を求める場合がある。

(4) 契約

- ・契約は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程に基づき、病院が指定する契約書により締結する。
- ・仕様書は、受託業者の提案内容によっては、受託業者と協議の上変更する場合がある。
- ・提案した委託料は、業務受託者の都合で変更することはできない。
- ・本契約は3年間の継続契約であるが、歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約の変更又は解除することがある。
- ・契約締結後において、業務受託者の失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- ・契約の変更又は解除により業務受託者が損害を被ったとしても、その損害を病院に請求できないものとする。
- ・業務の準備（業務実施のための調査、現業者との業務引継ぎ、医療情報システムの教育研修等）を行うにあたって、現業者、医療情報システムメーカーその他の業者と契約が必要な場合は、業務受託者と当該業者の間で協議し、契約締結を行うものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①参加申込み後に「7 参加資格要件」を満たさないことが判明した者
- ②提案書類の提出期限やプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ③提出書類に虚偽の記載をした者
- ④契約候補者選定までの間に、選定委員又は事務局職員に対し不正な接触や営業活動を行った者
- ⑤契約候補者選定までの間に、社会的信用を損なう行為を行い、参加者として相応しくないと委員会が認めた者

16 スケジュール

内容	期間
募集要項等の交付	8月27日(火)～9月30日(月)
現地見学会	10月10日(木)、11日(金)のうち当院の指定する日 ※10月4日(金)までに申し込むこと
プロポーザル参加申込み	10月1日(火)～10月16日(水)
質問書の提出	10月16日(水)まで
質問書への回答	10月25日(金)までに全参加者に送付
提案書類の提出	11月1日(金)まで
プレゼンテーション	11月13日(水)午後2時～
審査結果の通知	12月上旬

【担当】

岐阜県立多治見病院 医事課 医事担当

担当C：丹羽 担当：廣田

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

TEL 0572-22-5311

FAX 0572-25-1246

E-mail niwa-yuuichi@tajimi-hospital.jp

kusakabe-yuka@tajimi-hospital.jp